

「今後の化学物質対策の在り方について（案）に対する意見」

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 4階
「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」
代表理事 立 川 涼
TEL 03-5875-5410 FAX 03-5875-5411
E-mail kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

1 6頁12行目～17行目

(1) 意見内容

「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の確認の基準となる全国上限値を『製造・輸入予定量』から、製造・輸入数量と用途に応じた排出係数から算出される『環境排出量』に変更する。」ことに反対である。

(2) 意見の理由

少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度は、新規化学物質としての通常の審査制度の特例として、前者についてはデータの届出を全て免除され、後者については分解性・蓄積性のデータの届出のみでよいとされるものである。通常新規の審査には分解性・蓄積性・人健康影響・生態影響の試験データの届出が必要とされるのに対し、少量新規、低生産量新規では事業者の負担が軽減されている。少量新規は化審法制定時から存在した制度であるが、低生産量新規は平成15年から導入されたものである。

今回の変更案の理由として、「我が国の化学産業が少量多品種の形態に移行していることを受けた制度見直し案として」との記載があるが、そうだとすれば、少量新規等の特例の合理化（緩和）ではなく、むしろ事業者の負担を軽減する特例制度そのものを再検討すべきではないか。

少量新規は年々増加傾向にあり、通常新規の年間申請数約400件に対し、少量新規は年30,000件を上回っている状況である。おそらく当初は、製造・輸入予定数量が一つの新規化学物質について年間1トン以下程度であれば、人の健康や生態系への影響は無視できる程度であるとの前提でこのような特例制度が設けられたものと考えられるが、30,000種類を上回る新規化学物質についての申請が行われる状況となれば、各物質についてそれぞれ上限1トンが製造・輸入されると想定して単純計算すると30,000トンにも達し、総量としては到底無視できるような数量ではないことは明らかである。

化学産業の形態に移行の実態があるならば、今後ますます少量新規が増加し、それに伴って環境負荷も増大することは必至である。そのような産業の変化にもかかわらず

ず、毒性データ等の届出免除の「特例」を維持し続けることは、環境負荷が増大するにもかかわらず、産業界の「ただ乗り」を許すことに他ならず、問題である。

また、基準となる全国上限値を製造・輸入予定量から環境排出量に変更しても問題がないことの根拠として、毒性が最も強いディルドリンが全国総量で年間1トン排出されたとしても、人の健康及び鳥類の繁殖に及ぼす影響に懸念がないことや、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンがそれぞれ全国総量で年10トン排出されたとしても、人の健康及び生活環境動植物の生息・生育への影響について懸念されないことが推計されたことが挙げられている。しかし、ディルドリンについては生物に関しては鳥類の繁殖という点しか考慮されておらず、人の健康についても限られた側面しか評価されていない。また化学物質の複合影響についても知見がない中で、人の健康や生態系に悪影響が出ないことを前提として、基準を製造・輸入予定量から環境排出量に変更し、実質的に規制を緩和すべきではない。

したがって、早急に、「特例」のあり方について再検討し、事業者に対して毒性データ等の届出を義務づける新たな少量・低生産量新規化学物質の審査制度を構築すべきである。

2 6頁18行目～21行目

(1) 意見の内容

仮に、本件提案のとおり、少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の見直しを行うことになった場合には、「安全側に立った運用について、今後、それを議論する適切な場において、速やかに検討すべきである。例えば、用途別の排出係数の用い方は、安全側に立った排出係数の設定・運用とすべきである」との考えに賛成であり、そのための議論の場としては、公開の3省合同検討会が適当である。

(2) 意見の理由

前記1で述べたとおり、現行の特例要件の変更は必要ないと考えるが、仮に、「環境排出量」への変更が認められる場合には、スクリーニング評価用排出係数とリスク評価用排出係数は用途により差異が大きくなる場合があることから、安全側に立った排出係数の設定・運用とすることが不可欠である。

3 6頁下から4行目～末行

(1) 意見の内容

「少量新規化学物質確認制度及び低生産量新規化学物質確認制度の届出・申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について速やかに検討すべきである」との考えに賛成である。

(2) 意見の理由

前記2で述べたように、安全側に立った用途別の排出係数の設定・運用が重要であるところ、そのためには用途情報の正確な把握が必要である。

一方、第3回化審法施行状況検討会（平成27年12月4日）における配布資料によれば、中間物等の特例についての立入検査の実施状況に関し、平成26年度に立入検査を実施した30事業所において、記載事項の不備などについて対応を求めた事例が26件もあったことが報告されており、事業所における化学物質管理が徹底されているとは到底いえない状況にあることがわかる。

したがって、事業者から追加情報を求めることはもとより、立入調査など国が用途情報を厳密に把握できる体制を構築する必要がある。

4 8頁15行目～末尾より1行目

(1) 意見の内容

「毒性が非常に強いことが判明したものの、環境排出量が少ないために優先評価化学物質等に指定されない物質（「特定新規化学物質」）について、不用意に環境中に排出されないよう、事業者には適切な取扱いを促すため、以下の措置を講じる」ことは賛成である。

ただし、情報伝達については、「努力義務」ではなく「義務」とすべきである。

(2) 意見の理由

毒性が非常に強い物質については、リスク評価に基づくリスク管理だけではなく、毒性に注目し、不用意に環境中に排出されないよう、ハザード管理も必要である。

そのような管理を行うためには、適切な情報伝達が不可欠であり、事業者はその義務を課するのが相当である。

5 8頁末行～9頁2行目

(1) 意見の内容

「特定新規化学物質に係る措置は、当該化学物質の名称公示後も継続することが必要である」との意見に賛成である。

(2) 意見の理由

「特定新規化学物質」は公示後も毒性の強さに変わりがないので、このような措置は継続されなければならない。

6 9頁の4行目～6行目

(1) 意見の内容

既存化学物質についても、毒性が非常に強いことが判明した場合には、全ての事業者・国民に周知し、取扱いの注意を促すことに賛成である。

ただし、事業者の自主的取組ではなく、SDS の交付を末端消費者にまで義務づけるべきである。

(2) 意見の理由

毒性が強い物質については、新規のみならず、既存物質についても適切な「ハザード管理」が求められる。

不用意な環境中への排出を防止するには、事業者間 (B to B) のみならず、末端消費者にも (B to C)、情報伝達 (SDS 交付) を義務づける必要がある。

以上